を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、(2)、(6)及び(7)は整理することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

(1)　託送供給関連部門の特別損益は、別表第１の３．(4)の規定により整理された特別利益から同表の３．(8)の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。

(2)～(7)　［略］

２．　［略］

(1)～(5)　［略］

(6)　想定原価と実績費用の乖離額は、１．(7)の規定により整理した額とすること。

(7)・(8)　［略］

３．～５．　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則及びガス事業託送供給収支計算規則の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始された事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

**○経済産業省令第二十八号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第二十六条の二**　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款で設定した基準託送供給料金を第二十五条第二項第二号に掲げる割引額の変動額を基に変更しようとする一般送配電事業者にあっては、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に基準託送供給料金を算定することができる。<br>２　第三条から第二十五条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、第三条第一項中「将来の」とあるのは「一般送配電事業者の実情に応じた」と読み替えるものとする。 | ［新設］ |
| **第二十六条の三**　［略］ | **第二十六条の二**　［略］ |

備考　表中の［　］は注記である。

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。